

復政第62号

平成27年1月30日

宮城県総合計画審議会会長 殿

宮城県知事 村井嘉浩



まち・ひと・しごと創生法第9条第1項に基づく都道府県まち・ひと・
しごと創生総合戦略の策定について（諮問）

このことについて、総合計画審議会条例（昭和46年宮城県条例第2号）第1条第
1項の規定に基づき、貴会の意見を求めます。

諮 問 理 由

我が国は世界に先駆けて「人口減少・超高齢社会」を迎えており、直面する人口減少克服・地方創生という構造的な課題に正面から取り組むため、政府は、平成26年9月3日の第2次安倍改造内閣の発足と同時に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置しました。

また、第187回国会臨時会において、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号。以下「法」という。）が成立し、平成26年12月27日に、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン（以下「国の長期ビジョン」という。）」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「国の総合戦略」という。）」が閣議決定されました。

都道府県は、法第9条第1項に基づき、都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を策定するよう努めなければならないこととされています。

まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中長期的視点に立って取り組む必要があるため、各地方公共団体においては、国の長期ビジョン及び国の総合戦略を勘案しつつ、当該地方公共団体における人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、これを踏まえて、今後5か年の目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を策定することとなっています。

地方版総合戦略は、「都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標」及び「都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関し、都道府県が講ずべき施策に関する基本的方向」等を定めるものです。

このことから、地方版総合戦略は県行政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画であり、県総合計画に準じるものと認められることから、総合計画審議会条例（昭和46年宮城県条例第2号）第1条第1項の規定に基づき、地方版総合戦略の策定について諮問します。